

[事案 2023-144] 認知症診断保険金等支払請求

・令和 6 年 6 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

認知症診断保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 9 月下旬に脳血管性認知症と診断されたため、同年 3 月に契約した認知症保険にもとづき、認知症診断保険金を請求したが、告知以前に「認知症（軽度認知障がいを含む）の疑いがあると医師に指摘」されていたことを理由に、契約が無効となり、保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、認知症診断保険金と慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 自分も家族も、A 病院にて認知症の疑いがあると言われた記憶はない。また、カルテには認知症という記載はなく、物忘れとの記載しかない。したがって、告知事項の「認知症（軽度認知障がいを含む）と医師に診断または疑いがあると指摘された」に該当しない。
- (2) 本件に関し、保険会社が病院等に行った確認の内容を非開示とされたこと、および、開示されないまま結論を出されたことで精神的苦痛を受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) A 病院の医師作成の診療録には、令和 3 年 1 月下旬に申立人に対して MMSE を行ったところ、得点は 30 点中 27 点で、時間見当識に異常があるという結果であったため、B 病院の物忘れ外来に行った方がいいと伝えた旨が記載されている。
- (2) 当社は、保険金の支払義務を正しく判断するために、被保険者の同意を得たうえで、医療機関等への確認を実施している。約款等に医療機関への確認内容について被保険者へ開示を行う旨の定めは無く、他の顧客にも開示していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本件の経緯を確認するため、申立人、申立人配偶者および申立人孫に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。